

## ○高浜市補助金交付規則

昭和50年10月25日

規則第22号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2の規定に基づき、公益上の必要により支出する補助金については、法令、条例又はこれに基づく規則に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(昭57規則9・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 高浜市の予算から執行されるもので別に定めるもののほか、補助金、負担金、寄附金、助成金等の名称のいかんにかかわらず、補助若しくは助成の性質を有するすべての給付のうち、金額3万円以上のものをいう。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(昭57規則9・一部改正)

(関係者の責務)

第3条 各部局等の長は、その所掌の補助金に係る予算の執行に当たっては、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行わなければならない。

(昭57規則9・一部改正)

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請(契約の申込みを含む。)をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1)に必要な書類を添えて市長が定める期日までに提出しなければならない。

(昭57規則9・昭59規則13・一部改正)

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付を決定するものとする。

(昭57規則9・一部改正)

(決定通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、交付額、交付条件、その他必要な事項を記載した補助金交付決定通知書(様式第2)を添えて、当該補助事業者に通知するものとする。

(昭57規則9・平9規則23・一部改正)

(補助事業の遂行)

第7条 補助事業者は、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うことを要し、補助金の交付の目的に反して他の用途に使用してはならない。

(昭57規則9・一部改正)

(計画変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の計画に変更(廃止及び中止を含む。)を加えようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(昭57規則9・一部改正)

(交付請求)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金交付請求書(様式第3)に次に掲げる書類を

添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実施報告書(様式第4)

(2) 補助金交付決定通知書の写し

(昭57規則9・平9規則23・一部改正)

(交付)

第10条 市長は、補助事業実施報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者の請求により補助金を交付するものとする。

2 補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、補助金の前渡しを受けなければ事業の執行ができないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金の全部又は一部を前渡しすることができる。

(昭57規則9・一部改正)

(帳簿の備付け)

第11条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(昭57規則9・一部改正)

(検査)

第12条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件を検査することができる。この場合、補助事業者は帳簿等関係書類及び物件の検査を拒むことができない。

(昭57規則9・一部改正)

(交付決定の取消し又は返還)

第13条 市長は、補助事業者がこの規則又は交付条件に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(昭57規則9・一部改正)

附 則

この規則は、昭和50年11月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第9号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第13号)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

2 この規則による改正後の高浜市補助金交付規則の規定は、昭和59年度の補助金から適用し、昭和58年度以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成9年規則第23号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の高浜市危険物規制規則等の規定に基づいて作成されている様式で残存するものについては、改正後の高浜市危険物規制規則等の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。